

敷地内除草及び庭木剪定業務委託仕様書

【委託目的】

三重県立一志病院における植栽の修景及び美観の保持を目的とし、敷地内除草及び庭木剪定業務を委託するものとする。

なお、本仕様書で発注者を甲とし、受託者を乙とする。

【業務の実施】

乙は、業務の実施にあたり、必要名を作業実施者として甲に派遣し、業務にあたらせるものとする。

また、作業実施者は業務及び作業に適した服装、履物を着用し、業務を行う。

【業務の内容】

敷地内除草及び庭木剪定業務に関して、基本的に甲の病院職員の作業補助を主な業務内容とし、事前に甲の病院職員と打ち合わせのうえ、作業にあたるものとする。

(作業の詳細については、甲の病院職員にその都度、確認のこと。)

ただし、業務を直接行う場合には、次のとおりとする。

- ・敷地内除草については、場所ごとに応じて、機械刈り（肩掛け式草刈機）、人力除草を併用するものとする。
- ・庭木剪定業務については、徒長枝、枯枝及び弱小枝等の不要の枝を除去し、樹形を整えるものとする。

※業務にあたり草刈機等を使用する場合には、病院より貸与するものとする。

【業務の日程】

甲の病院職員において策定する作業計画に基づき、6～9月を中心に、月平均1回程度を目安として、実施するものとする。ただし、甲の都合により実施回数は各月において異なるものである。

なお、上記以外の期間である4～5月、10～3月での実施については、別途、協議するものとする。

【実施期間】

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【作業時間】

8：00～12：00と13：00～17：00の計8時間とする。

(注) 午前、午後の4時間の場合有り。

【安全管理】

乙の作業実施者にかかる安全管理については、乙の責任において行うこととする。

【業務の報告】

乙は、業務実施にかかる報告書を月単位で整理し、甲に提出するものとする。

【委託料の支払】

時間あたりの契約単価に基づく実績払いとし、契約単価に業務実施時間数を乗じた額を、各月において、業務報告確認後に支払うものとする。